

1992年11月06日

会長
各位

社団法人 日本動物福祉協会
大阪支部
大阪支部
大阪支部

奈良県天理市における多頭数飼育についてのご協力御礼と現状報告

謹啓 皆様にはいよいよ清栄の段、お喜び申し上げます。いつもご尽力を賜り有難うございます。奈良県天理市の件につきまは、署名活動に際して大変お世話様になりました。お陰様で11月4日福島氏所有の犬50匹が奈良県行政保護収容所に移管され、獣医師による医療を受け、第一次保護をされました27匹については健康回復も順調で、表情も温和になっていきますことをご報告できる運びとなりました。尚、3匹が屋内床下に逃げ込んだまま保護できない状態ですし、坪内氏（女性）所有の約40匹の犬については本人が収容されることを拒否されていますので悪状況のまま何ら成す術がございません。別紙添付の記録をご参照いただければ経過の概要はおわかり頂けると存じますが、法律第105号「動物の保護及び管理に関する法律」に虐待防止をうたいながら、何をもって虐待と見なすかと言う定義がないために効力を発揮するには至りません。これからも積極的に救出を働きかけては参りますが、所有権重視が虐待防止を疎外しています。法的に強制執行ができるような、欧米型の、内容が詳細に明記された法律「虐待防止法」の必要性を切実に望みます。奈良県行政が新設されました犬保護収容施設を訪問させて頂きましたが、今回第2次保護収容をされました犬たちは皮膚病等健康状態も悪く、母仔犬も2組いて、福島氏が理想として掲げた「4ない」運動（●飼えないところでは飼わない、●捨てない、●殺さない、●生ませない）は提唱者自らが「4あり」にしてしまった悲劇を目の当たりにしています。しかし、この悲劇性は当人にはほとんど罪の意識がなく、良いことをしたと思われている点と、周囲にも生死のみを問題視するあまりに虐待防止が疎かにされていることを軽視している人々がおられ、問題の解決を長引かせた事実がある点が上げられます。この地に遺棄放棄したり預けると言う形で責任を逃れた人々の存在はこれらの大きな課題です。